

旭民報

2010年
4月15日
=再刊=
第505号

=連絡先=

発行 日本共産党尾張旭市委員会
Tel 056115275894 Fax 5114011
川村つとむ Tel 090292713776
塚本みゆき Tel 0527981302

3月議会へは、永住外国人への地方参政権付与を認めないよう求める陳情書が市議会に寄せられ、市議会で否決されました。このことは前号の旭民報でも紹介したところですが、永住外国人の地方参政権について、今後永住外国人への地方参政権付与が法制化される時に備え、今号で少し掘り下げて書いておきたいと思えます。

外国人参政権について の日本共産党の提案

日本共産党の提案は外国人参政権について①永住外国人にたいし②都道府県と市町村の議員と首長の選挙で③選挙権と被選挙権を付与する。というものです。

日本共産党が永住外国人に参政権を付与すべきだと考える理由は、大きく言って3点あり、第1が憲法に明記されている地方自治の精神から必要な課題となっていること。第2が世界の趨勢であり時代の要請となっている。第3が、日本に特有の”

日本に特有の歴史問題”が背景にあることです。

『議会と自治体』2010年4月号より

3月議会における

党市議会の反対討論

3月議会において党市議団は、95年最高裁が「措置を講ずること（外国人の参政権付与）は憲法上禁止されている問題ではなく、国の立法政策の問題である」との判断を示したことを紹介しながら、さらに、憲法10条では国民の要件は法律で定めるとされており、法律で永住外国人も国民と定めれば、永住外国人へ

外国人参政権を全面的に否定する陣営の中心

の参政権付与は、憲法上の問題は全く無いとして討論を行いました。

憲法10条を引用した部分は市議団（川村）の独自のものですが、理屈としては考えることができても、日本国民を何とするか、という日本のアイデンティティに触れるような問題となること、

国民の要件を再定義し（例えば永住外国人をも国民と見なすとし）た場合には、永住外国人にも国政選挙での参政権付与も与えるということになってしまい、これは国民的には議論もされていないこと、など無理のある論理展開だったと、現在は考えています。

外国人への

参政権付与に

反対する人たちの理屈

外国人参政権を全面的に否定する陣営の中心

な役割を果たしているのが「日本会議」や「靖国派」と言われる反動・改憲勢力で、これらの陣営は

永住外国人に参政権を与えれば組織的に日本の政治に影響を与える恐れがあり、とくに国境周辺の島々などは外国の意のままになってしまい、結果として日本は外国に都合のいい国に改造されてしまうなどと主張し、排外主義に基づく危機感を振りまいています。

しかし、永住外国人は、歴史的にも、社会的・経済

的的背景と条件のもとで、日本に定住した人たちです。しかもほとんどの外国人は一般の日本国民と同様に、その地域に職を求め、居を定めて生活している人々です。そうした人たちが何か組織的な意図と政治的背景を持って転居したり、移動したりするなど発想すること自体、根拠のない排外主義です。

彼らは、憲法15条の「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」という条項を根拠として、

外国人の参政権は認められないとしていますが、これには無理があります。

『国民固有の権利』とは「国民にだけしか与えてはならない権利」ということを意味するのではなく「国民から奪ってはならない」、「他人に譲り渡してはならない権利」と解釈されています。

外国人に権利を付与することを禁じた条項と解釈するべきものではありません。

日本で女性参政権が実現する以前、「女性に参政権を付与するなどというのは危険な思想だ」「反日運動だ」などという反対論が公然とまかりとおっていたそうです。靖国派でなくても、素朴な疑問から外国人参政権について消極的に考えている人も、数十年先には、違和感なく受け入れられる状況が来ると思えます。



外国人地方参政権に賛成？反対？ 世論調査から

毎日新聞	(09年11月24日付)	賛成 59%	反対 31%
朝日新聞	(10年1月19日付)	賛成 60%	反対 29%

